

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 212)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号
	平成 年 月 日
	殿
日本橋 税務署長 財務事務官	
ⓐ	
適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）	
貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項及び同法第67条の17第5項に規定する次の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項及び同法第67条の17第6項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。	
(該当事実)	
<input type="checkbox"/> 申請書類に不備又は不実の記載があること	
<input type="checkbox"/> 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること	
<input type="checkbox"/> 振替国債及び分離振替国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うことが困難と認められること	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に日本橋 税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

15. XX改正

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 207)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号
	平成 年 月 日
	殿
日本橋 税務署長 財務事務官	
ⓐ	
適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）	
貴社は、租税特別措置法第5条の2第5項に規定する次の事実が生じたものと認められますから、同条第6項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。	
(該当事実)	
<input type="checkbox"/> 申請書類に不備又は不実の記載があること	
<input type="checkbox"/> 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること	
<input type="checkbox"/> 一括登録国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うことが困難と認められること	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、日本橋税務署長に対して異議申立てをすることができます。	

13・07

(規格A4)